生物	
植物	
貸付業用のもの	二
その他のもの	一五
動物	
魚類	二
鳥類	四
その他のもの	八
前掲のもの以外のもの	
映画フィルム（スライドを含む。）、磁気テープ及びレコード	二
シート及びロープ	二
きのこ栽培用ほだ木	三
漁具	三
葬儀用具	三
楽器	五
自動販売機（手動のものを含む。）	五
無人駐車管理装置	五
焼却炉	五
その他のもの	
主として金属製のもの	一〇
その他のもの	五

生物	
植物	
貸付業用のもの	二
その他のもの	一五
動物	
魚類	二
鳥類	四
その他のもの	八
前掲のもの以外のもの	
映画フィルム（スライドを含む。）、磁気テープ及びレコード	二
シート及びロープ	二
きのこ栽培用ほだ木	三
漁具	三
葬儀用具	三
楽器	五
自動販売機（手動のものを含む。）	五
無人駐車管理装置	五
焼却炉	五
その他のもの	
主として金属製のもの	一〇
その他のもの	五